

2022（令和4）年度 第5号

りんぼかん

隣保館だより

発行 豊後大野市隣保館

〒879-6441

豊後大野市大野町田中 80 番地 1

TEL 0974-34-3603



こんにちは、隣保館です

7月のまちなかサロンで、大分大学医学部看護学科の学生が実習の一環で、熱中症予防についての講話をしてくれました。

特に高齢者（65歳以上の方）は、のどの渇きを感じにくく、熱中症リスクが高いそうです。のどが渇いていなくても、時間を決めて定期的に水分摂取をすることが予防になります。

また、経口補水液の作り方も教えていただきました。家でも簡単に作れますよ。



経口補水液の材料
水:500ml、砂糖:大さじ1、塩:小さじ1/3、レモン(カボス)汁:少々

人権講座を開催しました

7月14日、大野公民館において隣保館人権講座を開催し、58名の参加がありました。大分県人権問題研修講師の足立完治さんを講師に迎え、「思いやりのこころ-差別をなくすのは誰?-」と題して講演をしていただきました。

地域の身近な話題などから部落差別問題、女性の人権、高齢者の人権など、多岐にわたる人権問題について、お話しがありました。その中で、自身が営む農家民泊に宿泊されたオーストラリア人の女性と部落差別問題について話をした際、「何も悪いことをしていない人を差別する地区外の人が悪い。日本人の人権感覚はおかしい。」という実話が印象に残っています。

参加者からは「事例を交えての話でわかりやすかった」、「思いやりの心を持つことが大事」などの感想がありました。

次回は、11月15日（火）14時から第2回人権講座を予定しています。



隣保館だよりは豊後大野市ホームページ (<https://www.bungo-ohno.jp>) でもご覧になれます。
ホームの分野別 → 教育・文化・スポーツ・人権・男女共同参画 → 人権 → 隣保館だよりの順にクリックしてください。

侮辱罪の法定刑が上げられました

2022（令和4）年6月13日、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、そのうち、侮辱罪の法定刑の上げが7月7日から施行されました。

侮辱罪とは、刑法231条に定められた罪で、事実を提示せずに、不特定または多数の人が認識できる状態で、他人に対する軽蔑の表示を行うことが該当します。

インターネット上で人の名誉を傷つける行為が社会問題となっていることが、改正の背景にあります。2020年、女子プロレスラーの木村花さんが、インターネット上で侮辱されたことを苦にして、自殺した事件をご存じですか？ なにげない書き込みが、人の命を奪うこととなります。

また、匿名であるために何を書いてもよいわけではありません。そして、書き込んだ人の特定はできます。

インターネットの向こう側には、必ず「人」がいます。自分の発信には責任が伴うことを忘れずに利用しましょう。

※法定刑引上げの内容

1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（これまでは拘留又は科料のみでした）

みんなでヨガ教室を開催しています

隣保館では「みんなでヨガ教室」を開催し、現在13名が参加しています。今年度は6月から10月まで5回連続で実施中です。

中森恭子さんを講師に、ポーズやその効果をわかりやすく教えていただきます。

残り回数は少ないですが、まだまだ教室生の受入れをしています。ヨガマットの貸出しもできますので、やってみたいなと思う方はご連絡ください。



教室の様子。結構、汗をかきます。最後の冥想でリラックス。



の行事予定



- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 13日（火）料理教室（9時30分～） | 20日（火）みんなでヨガ教室（18時30分～） |
| 14日（水）出前隣保館（辻：9時30分～） | 21日（水）出前隣保館（南：9時30分～） |
| 絵手紙教室（18時30分～） | 実用書道教室（18時30分～） |
| 16日（金）手編み教室（18時30分～） | 28日（水）まちなかサロン（9時30分～） |

新型コロナウイルス感染症の発生状況により、行事等が中止となる場合があります。